

# 平成 27 年 9 月定例会

## 平成 27 年度一般会計補正予算 審議結果 **修正可決**

本会議において、「議案第 59 号 一般会計補正予算（第 3 号）」について、砂利採取跡地のボーリング調査費など 3 事業費（1,990 万円）を減額する修正案が示され、採決の結果、修正案が賛成多数で可決され、修正議決された部分を除く原案については賛成全員で可決されました。

### 修正された歳出予算案の概要

#### ① 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費のうち

- ・ 一般管理費（滑川市文化・スポーツ振興財団の元嘱託職員雇い止め訴訟和解金）

910 万円 ⇒ 0 円

#### 修正議案の提案理由説明より

今回、和解が整わなかったことから、訴訟の結果が確定した後に、改めて予算計上すればよい。

#### ② 第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費のうち

- ・ 公害防止対策費（砂利採取地ボーリング調査費） 830 万円 ⇒ 0 円

#### 修正議案の提案理由説明より

富山県においても県内全域で調査を行うとして、9 月定例会で 1,100 万円の補正予算を計上しており、県が陸砂利採取の認可をしていることから、県の予算で調査するべきである。

#### ③ 第 7 款商工費 第 1 項商工費のうち

- ・ 深層水振興費（タラソピア外壁塗装工事） 250 万円 ⇒ 0 円

#### 修正議案の提案理由説明より

市議会の公共施設のあり方検討特別委員会において、廃止すべきとの方向性を出していることから、コストはかけないほうがよい。

## 砂利採取業の規制等に関する条例案と 条例制定に対する請願 2 件・陳情 1 件 審議結果 **継続審査**

民生環境委員会に付託された案件中、「議案第 61 号 滑川市砂利採取業の規制等に関する条例の制定について」は、委員会において「地下水の涵養など事実関係が不透明な部分もあり、市民や有識者など、いろいろな人の意見を聞いて判断すべき」、「（砂利採取業者が定める砂利採取計画の認可は富山県が行うため）必要性はわかるが、市で条例制定をするのは行き過ぎた規制にならないか」、「県に監視力を高めてもらうように協議をすればどうか」、「請願者、陳情者に意見表明の場を設けるべき」などといった委員からの意見がありました。「今後さらに調査・検討をする必要がある」という委員長報告を踏まえ、本会議において継続審査とすることに賛成多数で可決されました。